

## 「メールサービス」提供条件書

### 1.概要

「メールサービス」とは、@uqmobile.jp のメールアドレスによる電子メールサービスです。

### 2.提供内容

#### (1)基本情報

- メールサービスの利用には、お申込みが必要です。
- 1回線につき1つのメールアドレスをご利用いただけます。
- 迷惑メールフィルターをご利用いただけます。
- メールサービスのオプション機能使用料は、200円(220円)/月です。

#### (2)メールサービスの詳細

- 1日に送信したメールについて、宛先のメールアドレスの合計(※)がのべ1000件に達した場合、以後、同日中においては、メールの送信を行うことはできません。この場合において、宛先のメールアドレスが存在しないものについても1件のメールアドレスとして数えます。  
※契約移行があった場合は、契約移行日において契約移行前に送信したメール(KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。))のUQm I 約款に定めるUQ電子メールをいいます。)を含みます。
- 譲渡(家族間譲渡を除きます。)、承継があったときは、メールサービスの提供を終了します。
- 電話番号の変更があったときは、メールアドレスを新たに設定していただく必要があります。
- メールサーバー上に蓄積されている受信していないメールの情報は、一定時間経過後に消去します。消去した情報は、復元できません。
- 技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合又は別に定める場合、メールアドレスの変更を行います。この場合、その時点でメールサーバー上に蓄積されている受信していないメールの情報を消去します。消去した情報は、復元できません。

### 3.重要事項

#### (1)迷惑メールおまかせ規制について

- 迷惑メールおまかせ規制(当社が「迷惑メールおまかせ規制」の名称で提供する迷惑メールフィルターであって、所定のインターネットセキュリティ会社の判定情報に基づきメールの蓄積を行わないようにするものをいいます。以下同じとします。)を利用する契約者は、専ら迷惑メールおまかせ規制の判定精度の向上のために、メールサーバーにおいて受信したメールに含まれるヘッダ情報、件名、本文その他情報から判定に有効と認めるものとして当社が抽出した情報を、所定のインターネットセキュリティ会社に提供することを同意していただく必要があります。

※所定のインターネットセキュリティ会社は、Hornetsecurity 株式会社とします。なお、判定精度の維持及び向上のため又は法人の合併その他の理由により、インターネットセキュリティ会社を変更する場合があります。

- 迷惑メールおまかせ規制は、当社所定の方法で申し出ていただくことにより、廃止することができます。

## (2)その他

- 契約者は、UQ電子メールの受信に際し、特定の電気通信設備(他社が設置するものを含みます。)により、その受信に関する通知が行われることにあらかじめ同意していただきます。
- 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。
- メールサービスの利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

### ■本提供条件書について

- ・ 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、
- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

### ■更新履歴

2026 年 4 月 15 日 初版作成

2026 年 5 月 2 日 迷惑メールおまかせ規制に関する改版

- ・本改定は、2026 年 6 月 1 日から実施します。
- ・当社は、本改定実施の際、現に迷惑メールおまかせ規制の提供を受けている者について、当社が別に定める方法により迷惑メールおまかせ規制の廃止を申し出た場合を除き、3.重要事項(1)迷惑メールおまかせ規定に定める内容に同意したものとみなします。